

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、過料債権の確認を求める訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により越谷簡易裁判所に対し、訴えを提起する。

記

1 相手方

埼玉県内人格のない社団

2 訴えの要旨

足立区は、足立区反社会的団体の規制に関する条例第10条第1号の規定に基づく令和2年度から令和7年度分までの過料債権30万円を有することの確認を求める。

3 訴訟の遂行方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。